准職員、時間雇用職員 のみなさん

昨年の「時間雇用職員の有給忌引き休暇」等に続き、 今年も '団体交渉'、で実現しました! 2 (6/5、6/28、7/7)

"有給2日の夏季休暇、実現!

―あなたの加入で〝3日〟にしましょう!―

	日数	給与	対象	交渉妥結にあたっての立場
組合要求	3 ∃	有給	准職員全員。 時間雇用職員全員	①正規職員との格差是正を重視。 ②不満はあるが、前進面を評価して 今年度は法人側回答の内容で合意。
法人回答 (妥結)	2 🛭	有給	准職員全員。 週 5 日勤務、6 箇月以 上継続雇用の時間雇用 職員。	①3日間を否定するものではない。 ②今年度の試行の中で業務や財源の 状況をみる。

週5日未満の時間雇用職員にも夏季休暇を広げましょう!

いろんな課題で"あなた"の加入が"力"になります。

「正規登用制度」を"約束、

組合は、フルタイムで数十年にわたって基幹的業務を担っている人は、当然、正規職員にふさわしいと思っています。法人側も、准職員・時間雇用職員から 本人、正規職員に登用できる制度を検討する、と回答しています。働きがいある、より良い「正規登用制度」が実現できるよう、みなさんの声をお寄せください。

あなたの労働条件通知書の 「更新の有無欄」には?

1980年7月以前採用の准職員、 法人化前採用の時間雇用職員の方へ。

あなた方の雇用には *更新限度* はありません。これは法人化前の組合の交渉の成果です。もし *更新予定は未定* などと書いてあったら、組合までご連絡ください。この間も、「更新予定有り」等の記載に改めさせています。

時間雇用職員に "ボーナス**、**の可能性が!

組合は以前から要求してきましたが、法人側もようやく、「県内でも支給されている例は多い。全学的な教育研究上の説明など、組合も具体的に提案してほしい」と回答しました。

人間ドックは *就業規則通り、 有給にすべきです。

「准職員等労働時間規程」には、准職員と時間雇用職員の *労働時間内の総合的な健康診査は有給、だと書いてあります。とくに限定はありません。でも法人側は、 *共済組合の任意継続組合員、(正規職員が定年退職し再雇用されたケース)だけが対象だと言っています。みなさん、どう思いますか?

組合の 実績紹介

あなたの労働条件は、ただ与えられているのではありません。 **組合に入って、小さな声を大きな力にしていきましょう。**

	助手の学部長選挙参加と学長選挙権					
法	特別昇給の不均衡是正					
人化	定員外職員(現准職員)の諸手当の常勤並み支給、2-4頭打ち撤廃、忌引休暇実現等					
前	週休二日制の実現	婦人科検診の実現 行政職(一)の3級退職者解消				
	学内保育所設立(→認	可保育園<現かたひら保育園、ことりの家保育園>)				
	給与・諸手当や休暇制度等、労働条件全般について法人化前の水準を維持!!					
法人段	非正規職員の雇用承継を明言させ、准職員の夏のボーナス等を改善。					
	当初の就業規則案にあった〝配布物や掲示物の制限〟を改めさせた。					
移行	多くの組合員が過半数代表者・候補者として活動→昼休み実質1時間の確保、年休運用の					
時	時一 攻善、いくつかの事業場での徹夜・複勤の制限etc.					
	教務職員制度廃止(助手または技術職員への振替)。					
- - -	時間雇用職員の「忌引き休暇(有給)」、「病気休暇(無給)」を実現!					
	交渉で「地域手当」支給地を拡大!(但し、仙台6%、川渡・浅虫等3%の格差あり)					
	新看護師の正規職員化実現(但し任期付)。					
	「65歳までの継続雇	①対象者基準の曖昧さを是正。さらに、②長期勤続の准職員の65歳				
		までの雇用、③時間雇用職員に上限年齢がないこと、④本人の希望				
2005	用制度」の改善	と職務とのマッチングを図ること、⑤「再雇用」にあたって上司に よる恣意的評価をしないこと、⑥給与がダウンする分は職務も軽減				
	(新再雇用制度)	すること、等について確認。				
		①上司による恣意的運用をしないこと、②継続雇用の基準に連動し				
	事務職員等の「新人	ていないこと、について確認。さらに、③評価結果を本人にフィー				
年度	事評価システム」へ	ドバックする際、文書を交付し、本人署名による受領確認を義務づ				
100	の意見反映	けること、④本人が過去の評価結果を参照できるようにすること等				
		について、検討を約束。				
		①資格取得等への費用補助の方向に支持を表明し、さらに、職務に				
	「新能力開発システ	必要な研修について大学が時間的・経済的な負担をするよう要求。				
	ム」への意見反映	②現在行われている研修について、ニーズとのミスマッチをなくし				
		ていくことを約束。				

自分の評価や昇給に 納得できないとき、 あなたなら?

「組合が労働条件に関するものとして団体 交渉を求めるならば、使用者側として誠実 に交渉するしかない」(法人側見解)

事務職員については、「性格評定の廃止」や「評価結果の本人へのフィードバック」など、新しい人事評価システムの考え方が示されています。教員についても、中期計画とも関係します

が、個人評価の検討が進んでいます。直接処 遇に結びつく場合はもちろん、「組合が労働条 件に関するものとして団体交渉を求めるなら ば、使用者側として誠実に交渉するしかない」 と、法人側も言っています。来年の1月から は、新しい昇給制度が実施されます。評価や 昇給をめぐる不服は、組合員については、団 体交渉事項です。組合に入り、ご一緒に納得 のいく説明と対応を求めましょう。

組合は、法人側に要求しています! **"超過勤務の実態を把握して、 不払い労働を根絶すること、**

あなたは「サービス残業」していませんか?

組合は「新看護師は退勤時の超勤記録をしない」という病院方針を撤回させました。

東北大学職員組合2ホームページ http://ha5.seikyou.ne.jp/home/touhokudai-syokuso/ 片平キャンパス(学内便No:A31) 内線(91)5029 直通費 227-8888 fax 227-0671